

公益財団法人福岡観光コンベンションビューロー 福岡市おもてなしサポーター設置要綱

（目的）

第1条 公益財団法人福岡観光コンベンションビューロー(以下「ビューロー」という。)は、誰でも、そしていつでも歴史文化資源の魅力に触れる「まち歩き」が可能となる体制や仕組みを構築するため、現行のボランティア制度を拡充し、「福岡市おもてなしサポーター制度」を創設する。

（名称）

第2条 サポーター制度に基づく活動をするボランティアの名称を「福岡市おもてなしサポーター」(以下「サポーター」という。)とする。

（活動）

第3条 サポーターとは、観光ボランティアのすそ野を広げ、歴史にとどまらず、伝統文化や食、サブカルチャーなどのさまざまな福岡の魅力をあらゆる観光客に、案内をする、または通訳、安全確保、車いす介助等のサポートをするボランティアであり、次の各号の活動を対象とする。

- (1) まち歩きやまつり等のイベントでの活動。
- (2) 個人又は団体からの派遣依頼による活動。
- (3) その他、福岡市及びビューローが認める観光案内を目的とする活動。

（管理運営）

第4条 サポーター制度の管理は、ビューローが指定する事業者に委託することができる。

2 前項における事業者は、管理を行うにあたり、サポーター運営事務局(以下「事務局」という。)を設置することとする。

（登録）

第5条 事務局は、サポーターを希望する者から申し込みがあった場合は、内容を審査し、適格であると認めるときは、サポーターとして登録するとともに、本人にその旨を通知するものとする。

（登録資格）

第6条 サポーターは、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 歴史・文化・食・サブカルチャー等の福岡の魅力に関心を持ち、国内外からの旅行者に対し、おもてなしの心を持って活動できる満18歳以上の者及びその家族(小学5年生～高校生)
- (2) ご自身の健康状態や生活環境に合わせて活動できること
- (3) 福岡市おもてなしサポーターの研修を全て受講できること
- (4) 事務局とのメール連絡が可能なこと
- (5) 日本語での日常会話および事務局からのお知らせなどの日本語文書を読解できること

2 以下に該当する者は登録を行わない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という）であるとき。
- (2) 暴対法第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有すると認められるとき。

（登録期間）

第7条 登録期間は年度単位とし、毎年2月までにサポーターが辞退を申し入れる場合を除き、登録は翌年度に更新されるものとする。

（登録解除）

第8条 サポーターが次のいずれかに該当する場合は、登録を解除する。

- (1) 本人から辞退の申し入れがあったとき。
- (2) 本人が死亡、転居等により登録者としての活動が不可能となったとき。
- (3) 登録後に第6条第2項に該当することが判明したとき。
- (4) その他サポーターとして、不適格と認められる事実が判明したとき。

（活動に要する交通費相当額等）

第9条 サポーターの活動は、自由意思に基づく無報酬による奉仕活動である。ただし、活動に要する交通費等の実費相当額については、別途定める。

（遵守事項）

第10条 サポーターは、活動を行うにあたり次の各号を遵守することとする。

- (1) 活動の目的を十分理解し、本要綱の内容及び事務局の定めるマニュアル等に従い行動すること。
- (2) 法令を遵守するとともに、公の秩序又は善良の風俗に反する事項を目的とする行動を行わないこと。
- (3) 旅行者、他のボランティア、事務局及びその他第三者に対し、迷惑行為及び差別的言動を行わないこと。
- (4) 登録した電話番号やメールアドレス等を変更した場合は、速やかに事務局まで連絡を行うこと。

（秘密の保持）

第11条 サポーター活動中に限らず活動終了後においても、活動で知り得た個人情報に基づく機密を、第三者に公開、漏えいしてはならない。

（事故の際の責任）

第12条 事務局は、登録したサポーターの活動中の不慮の事故に備えて、「ボランティア活動保険」に加入する。この場合、当該保険に係る費用は事務局が負担する。

- 2 サポーターの活動中の事故（ボランティア自身、第三者、財物を含む）は、前項の保険の範囲内で補償を行う。ただし、ビューロー及び事務局は賠償の責を負わない。
- 3 サポーターにより被った損害については故意又は過失の有無を問わず、当該サポーター個人の責任とし、ビューロー及び事務局は如何なる賠償の責も負わない。

(附則)

この要綱は、令和6年9月20日から施行する。